解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年九月十九日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

大分県玖珠郡玖珠町大字山田三二七七番地

宗教法人洪樟寺

清算人　山本　隆信

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年九月三十日福井県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

福井県越前市府中一丁目一三番七号

越前市土地開発公社

清算人　山内　和芳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月十九日に静岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

静岡県沼津市御幸町一六番一号

清算法人内浦重須畑地かんがい土地改良区

清算人代表　杉山　功一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

島根県隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ三・一六番地二

財団法人西郷老人会館

代表清算人　小笹　計

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

福岡県柳川市新船津町二七番地

宗教法人玉泉寺

清算人　谷川　和美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

鹿児島県出水郡長島町鷹巣三三三番地三二

財団法人長島町観光公社

代表清算人　川添　健

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

岡山市北区駅元町一番四号

社団法人瀬戸内海経済研究センター

代表清算人　黒﨑　節夫

配当公告

名古屋市昭和区小桜町三丁目二〇番地

破産者　山田建設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二四八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一二九、五二八、五三七円

一、配当することのできる金額

金一六、六一三、四五六円

平成二十五年十月二十九日

名古屋市中区丸の内一丁目二番九号長尾ビル四階

破産管財人　宇田　幸生

破産管財人代理人　高柳　元

配当公告

岡山県倉敷市四十瀬九三番地三

破産者　株式会社イチクラ

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十四年（フ）第三二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二七六、三六四、八八七円

一、配当することのできる金額

金二一、八八〇、六五三円

平成二十五年十月二十九日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階

破産管財人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市住吉町一五番地一三、最後の住所函館市谷地頭町一三番六号

被相続人　亡　丸山　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

函館市本町三番一二号カーニープレイス函館六階和根崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　和根崎直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市末広東一条一丁目三番地一三二、最後の住所旭川市末広東一条三丁目一番一二号山形ビル三階

被相続人　亡　板倉　正大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

事務所旭川市川端町四条六丁目四番一八号しらかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字鳴見二二番地、最後の住所青森県北津軽郡中泊町大字田茂木字鳴見三一八番地六

被相続人　亡　高松　明弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

青森県五所川原市大字一野坪字坪実二七番地二

相続財産管理人　對馬　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県志田郡高倉村引田三七番地、最後の住所不明、登記簿上の住所宮城県志田郡高倉村引田三七番地

被相続人　亡　髙橋　まん

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目四番二二号二階

築館法律事務所

相続財産管理人　弁護士　庄司　智弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県角田市角田字田町一二三番地、最後の住所宮城県角田市角田字田町七八番地二

被相続人　亡　金上　良一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

宮城県柴田郡大河原町字西桜町三番地七

相続財産管理人　弁護士　小野田耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市桜田東二丁目三番、最後の住所山形県山形市宮町一丁目七番一八号ベル宮町

被相続人　亡　堀　㐂代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月二十九日

山形市七日町一丁目四番一八号トラッドセブン三B

相続財産管理人　弁護士　山川　孝